

自衛隊法施行令の一部を改正する政令について

1 改正趣旨

自衛隊法第 1 0 0 条の 2 第 3 項に定める防衛大学校等において教育訓練を受ける外国人に対して支給することができる訓練の履修を支援するための給付金については、自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 2 6 条の 9 の 3 において月額を定めているところ、給付金の月額を改めることに伴い、自衛隊法施行令の一部を改正する。

2 改正内容

防衛大学校等において教育訓練を受ける外国人に対する給付金の月額を改める。

- (1) 防衛大学校研究科、防衛研究所、統合幕僚学校、陸海空自衛隊幹部学校等において教育訓練を受ける外国人

月額 1 7 2, 0 0 0 円 → 月額 1 7 0, 0 0 0 円

- (2) 陸海空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人

月額 1 4 1, 6 0 0 円 → 月額 1 3 9, 6 0 0 円

3 施行期日

平成 2 1 年 4 月 1 日